

一般社団法人兵庫県電業協会長 殿

兵庫労働局長

令和6年「建設業労働災害防止強化月間」の実施について

平素は、労働行政の推進につきまして、格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、兵庫県内の建設業における新型コロナ患者を除いた令和5年の労働災害発生状況は、令和3年から3年連続で死亡者数が8人と高止まりしています。また、休業4日以上之死傷者数は438人と、前年から11人(2.4%減)の減少となりましたが、死傷者を事故の型別でみると、依然として「墜落・転落」が144人(32.9%)と最も多く、そのうち、2人が亡くなられています。

このように建設業では、墜落・転落、転倒、重機等による在来型の労働災害の発生が多くを占めるとともに、昨年は熱中症による死亡災害も発生しており、リスクアセスメントの実施はもとより、労働安全衛生規則で定める墜落防止措置、さらには「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」に基づく対策及び「職場における熱中症予防基本対策要綱」に基づく対策の実施と徹底が重要です。

このため当局では、本年度も7月を「建設業労働災害防止強化月間」と定め、その実施要綱を別添のとおり定めたところです。

つきましては、本月間の趣旨をご理解いただき、実施要綱を幅広く周知していただくとともに、会員事業者に対しては、下記事項をご指導いただきますようお願い申し上げます。

記

- 1 リスクアセスメントの実施と作業開始前の危険予知活動の確実な実施
- 2 4S活動の取組による転倒防止対策の推進
- 3 足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱に基づく対策の推進
- 4 熱中症を予防するため、暑さ指数(WBGT値)の把握、休憩場所の整備、涼しい服装、休憩時間の確保、水分・塩分の摂取、健康管理等の実施